

事務連絡
平成17年5月27日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、輸入者の自主検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される中国産はちみつ及びその加工品については、食品衛生法違反のおそれがあるか否かを判断する目的で、テトラサイクリン系抗生物質に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

違反事例

1. 品名：はちみつ加工品
2. 生産国：中華人民共和国
3. 製造者：MENGSHAN YIYUAN SHANDONG
PROVINCE INDUSTRY CO.,LTD
4. 検査結果：テトラサイクリン 0.04 ppm 検出
(規格：含有してはならない。)
5. 検疫所：東京検疫所
(届出受付番号：第 24018156021 号 1 欄)